

第4回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

（討 議）

（1）五本柱の「住民参加」と「情報公開」について

- ・第4期総合計画の中で住民参加・情報公開の推進について載っているが不十分と思われる、条例の中で明確にすべき。
- ・情報公開条例や総合計画での掲載があったにもかかわらず、住民参加があまり進んでいないということを踏まえて条例制定しないと何も変わらないのでは。
- ・各種政策等の形成段階から情報を公開し、住民参加も保障するという内容を条例の中に盛り込むことが必要である。
- ・住民参加を推進するために情報提供は欠かせないが、住民がしっかりとした判断ができるような質の高い情報の提供が必要。
- ・実効性のある条例にするために、条例がどのように運用されているかを審査・評価する審議会のようなものを住民公募で設置しては。ただし、議会制民主主義を否定しない範囲で。

まちづくり基本条例検討委員会（第4回）開催結果

日 時：平成 15 年 12 月 8 日（月）18:30～

会 場：ハーモニープラザ 2 階研修室

出席委員 ... 阿部委員、出田委員、太田委員、大月委員、川端委員、川上委員、北村委員、
高金委員、高野委員、田中委員、八木委員、横山委員 以上 12 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

傍聴者 ... 1 名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。年末の何かとお忙しい中、第4回目の検討委員会にお集まりいただきありがとうございます。第3回目までの会議の流れとしては、「五本柱」の案を出していただき、その案をもとに今後の議論を進めていくということになっていたと思う。本日はその柱の中の「住民参加」と「情報公開」について議論していただくわけだが、本町の置かれている状況を踏まえて皆さんで議論を深めていただきたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

(討 議)

委員長：それでは早速討議に入っていくが、事前に各委員さんに送付されている資料と、本日配布している資料があるので、事務局より資料についての説明をお願いします。

(事務局より、資料2～8に基づき説明)

委員長：只今事務局より資料について説明していただいたが、馬淵アドバイザーからも「住民参加」と「情報公開」について、全国で取り組まれている事例等について説明いただく。

アドバイザー：住民参加について、先ほど事務局からの説明の中に「協働」という言葉があったわけだが、「協働」と「住民参加・住民参画」の違いについて説明すると、参加・参画はどちらかといえばまず先に行政があって、そこに何らかの形で住民が参加して提案したりするとイメージしてもらおうと分りやすいと思う。

それに対して協働は高知市や伊丹市が「パーナードシップ」という言葉を使っており、要するに住民も行政もお互い一つの個として主体性を持っており、対等の立場で何らかの行動を起こしていくパートナーであるという考え。住民も行政も対等の立場ということが基本と言えると思う。

参加・参画のように行政がすでにあるというものと、何となく行政が上の立場

のような感じで、行政が意見を聞いてあげるといった雰囲気、各地の条文を見ても住民は行政側の話を聞かなければなりませんよといった表現になっている。

情報公開については、各地の条文を読むと分りづらい内容のものが多く、先ほど事務局からの資料の説明でもあったとおり情報公開条例自体が問題になる部分である。基本的にはどこの情報公開条例も内容的には同じ傾向で、原則としてはどんな情報も公開し各種審議会なども公開するが、個人のプライバシーに関することなど公開できないものもあるとなっており、内容的にはどこも差はないのだが、実際にどのように運用するかという中身が問題といえる。

委員長：事務局と馬淵アドバイザーから説明いただいたわけだが、本町には総合計画等の中にも住民参加・情報公開の推進について盛り込まれているということが分ったと思う。しかし、これだけではまだ不十分かもしれないということを踏まえて、この検討委員会の中で位置付けを明確にしていかなければならないと思う。

前回までの議論の中では住民参加や情報公開について、より具体的な内容を議論していくということになっていたと思うので、皆さんの議論をお願いしたい。

事務局の説明の中に「協働」という言葉があり、資料2、7での説明もあったわけだが、住民参加や情報公開と関連して「協働」ということについても皆さんの議論をお願いしたい。

その前に事務局に確認したいのだが、資料2の第4期総合計画策定は、住民の各層・各年代からの総合計画審議会委員の意見を取り入れて策定したものなのか。

事務局：公募ではない20名の総合計画審議会委員の方に農業・教育・福祉などの各分野に分かれていただいて、先ほどの馬淵アドバイザーの言葉を使うと行政側が住民に参加をお願いしたという形で審議会委員の皆さんに議論していただいた。

審議会で議論する前段には、役場内部で総合計画策定プロジェクトチームなど、各課からの職員が集って協議する組織を設置して計画のたたき台を作成し、そのたたき台をもとに審議会で議論していただくという形で策定してきたもの。たたき台を作る前段には住民アンケートを実施し、各分野においての住民の意見も踏まえて作業を進めた。

委員長：わかりました。他に確認しておきたい事項やご意見等ある方は。

委員A：情報公開についてご説明いただいたが、議会の議事録などを見たいという場合や監査委員関係の文書の公開は情報公開条例以外の別の制度の適用となるのか。

委員B：議事録は議会事務局で作成したものを図書館で誰でも自由に見られるようになっているし、議会自体が傍聴できるものなので、情報公開の請求を必要とするものではない。

ただ、議事録の作成が終わって図書館に置かれる前の録音テープの段階で、どうしても聞きたいという場合は、録音テープも公開の対象となっているので、情報公開条例に基づく請求の手続きが必要となる。

委員長：そのテープは個人のプライバシーに関することが録音されていても、請求さえすれば誰でも聞くことができるのか。

委員 B：議会の本会議は公開しており傍聴できるものなので、録音テープを聞かせることには特に問題はない。

以前の清水町の情報公開条例には録音テープやビデオテープ等は公開の対象となっていなかったが、道の条例では公開の対象となっていたことから条例改正をし、公開の対象とすることとなった。

委員 A：清水町の情報公開条例は平成 12 年に施行されているが、それ以前の議事録も図書館で自由に見ることができたのか。

委員 C：いつだったかはハッキリ覚えてはいないが、その頃に広報レターで議事録を図書館で見られるようにして欲しいという要望があり、それに議会事務局が応じて議事録を図書館に置くようになったはず。

委員 B：委員 A さんが言いたいのは、条例という制度があるということは型にはめられた対応になってしまい、この制度を知っている人と知らない人、請求の手続きを出来る人と出来ない人が生じることになり、結局は行政側の感覚で作っている制度だということだと思う。

行政側は情報公開請求の手続きがなくても誰もが自由に見たり聞いたり出来る情報を、役場ロビーの情報公開コーナーの様な場所に積極的に出していかなければならないと思う。

委員長：以前はどうだったかこの場ではハッキリ言えないが、現状としては町は議会関係の情報は全て公開しているということでもいいか。

事務局：全てとはいえない。公開しているのは本会議の部分だけだと思う。

委員 A：議員協議会や各種委員会の内容は公開されていない。

事務局：議員協議会や各種委員会の内容も公開ということにしているが、本会議の議事録などのように、積極的に公開していない。

委員 C：図書館に置いているのは本会議の議事録だけだが、特別委員会などの各種委員会での議論は原則公開となっているので、その場に行って傍聴することは出来るようになっている。

委員長：議会での内容を要約したものは年 4 回の議会だよりで知ることが出来るので、議会の内容の大部分は町民に公開していると言えると思う。他に意見等があればどうぞ。

委員 A：監査委員の制度について、私は以前監査委員に情報公開請求をして棄却された経験があるのだが、請求した内容とそれに対する回答は町民に明らかにされるということになっていたはずだが、どのような形で明らかにされたのかが分からない。広報に載ったわけでもなく、どこかに掲示されたようでもなさそうだし。

委員 B：町の掲示板に掲示されているのを私は見た。

委員 A：掲示板というのはどこにあるのか。

委員長：役場の外にある。正面玄関側。公告式条例といって、こういったものは必ず掲示板に掲示して住民に周知しなさいというものがあり、それに基づいて掲示板に掲示されたのだと思う。大きな意味で言えばこれも情報公開といえるかもしれないが、

ルールに沿ったやり方で掲示したに過ぎないと思う。

委員D：先ほど委員Aさんが言っていた議会の関係についてだが、芽室町では本会議や臨時会のほか、どこまでかは分からないが特別委員会についてもインターネット上で生で見たり聞いたりすることができ、傍聴に行けなくても見られるようになっている。

今の時代、清水町もホームページを開設しているのだから、議会から情報を発信し、住民も議会に参加できるこういった仕組みをさほど大きな経費をかけずにできるはずだと思う。

委員長：ただ、インターネットを使えない人もいるので、そういった部分が課題となると思うが。

委員E：委員Aさんが言われたことにしてもそうだが、情報公開をする制度があったり、第4期総合計画の中にもこの様な立派な内容が書かれているのだから、住民参加や情報公開というのは当然の行為だと思うのだが、結局はされていなかったと言えると思う。住民参加しなかった住民も悪いかもしれないが、仕方が分らなかったのかも知れない。住民参加を呼びかけたり情報公開したりする行政側も良い方法を用いていなかったから、現状として住民参加があまり進んでいないし、情報公開も充分でないのではという議論に今なっているんだと思う。

その現状を何も分析せずにまちづくり基本条例という条例をつくって、総合計画の中に書かれているような条文を盛り込んだとしても、何も変わっていかないような気もする。実際にすでに総合計画の中に住民参加や情報公開について、このように素晴らしい事がかかれていたわけだし。

委員長：確かに委員Eさんが言うように、総合計画の中に住民参加や情報公開について素晴らしい内容が盛り込まれているにも関わらず現状としてあまり進んでいないということは、行政側にも問題があったのかもしれない。

今回このようにまちづくり基本条例検討委員会というものを設置し、条例制定に向けて検討しているわけだが、住民の勉強会の開催など条例制定までの住民への働きかけが重要であるというのが前回の会議までの意見であり、その点を意識していかなければ条例制定しても何も変わらないということになってしまう。

委員D：総合計画については10年後の清水町のあるべき姿の政策実現のために構想を策定しているわけで、まず最初に行政が総合計画はこういうものになりましたよと発信して、その後に住民の方々が総合計画についての情報を得るということになり、行政側から発信される前の段階で住民参加するためのルールとして、まちづくり基本条例というものがないと、今後策定される各種計画なども同じように単なる作文に過ぎないということになると思う。

情報公開についても清水町は情報公開条例という制度があり、この条例もまちづくり基本条例と同じように、住民の知る権利の保障と行政の説明責任、それから住民参加の促進や住民監視の強化という面もあるわけだが、実情としては住民参加の促進にはつながっていないと思う。住民参加を促進させるための条例を策定する必要があると思うのだが、議論ばかりだと結局単なる作文で終わってしまうので、ど

のようにすれば住民が参加してくれるかといった形をつくりださないと、条例を策定しても絵に描いた餅になってしまうと思う。

例えば総合計画の中では平成 22 年の人口目標が 11,000 人となっているのだが、少子高齢化の時代に 11,000 人も維持できないのではという住民の意見も多いと思う。計画策定などの際にそういった住民の意見を取り入れられるような仕組みをまちづくり基本条例で整備する必要があると思う。

委員 B：委員 E さんも言われていたが、今ある情報公開条例というものは請求があれば公開するというもので、結局は行政が主体の条例であり、行政側が積極的に情報公開しようというのではないと思う。情報提供の方法もこの情報公開条例の中では既存の方法しか行っていない。インターネットを使ってなど多少の広がりはあるが、先ほど馬淵アドバイザーが行っていた住民と行政のパートナーシップを持ちながら情報を共有しているという感覚をつくっていくということが今まで不足していたのだと思うので、今後は情報提供の方法によりお互い共有してまちづくりをしていくという方法を考えてこの制度を運用していかないと、ただ請求があったことに対して公開をするだけで終わってしまう気がする。

委員長：行政側も一方的な情報提供ではなく、住民と同じ目線で考えてまちづくりを進めるために、住民の意見を取り入れていくことを保障しますよというのが基本となる。

以前よりはかなり情報提供されてきているとは思いますが、そのことを住民がどう受け取っているか。まちづくりに参加しているんだという意識はなかなかないと思う。

前回の会議でお約束したように、本日の会議は午後 8 時 30 分を目途に終了させていただき、その後に懇親会を予定しているので、ここで 10 分間休憩とする。

～ 10 分 休 憩 ～

委員長：再開いたします。本日配布した資料の一番後ろに前回会議の傍聴者からの意見・提言をいただいたものを添付しているのでご覧いただきたい。中央集権と地方分権の概念にも触れるべきとのことだが、中央集権と地方分権というものについて馬淵アドバイザーに突然で申し訳ないが簡潔にご説明をお願いしたい。

アドバイザー：10 年位前から国は「これからは地方の時代である」という方針を打ち出しており、要するに民主主義の基本に立ち返るべきだという建て前であり、「地域のことは地域で決定すべき」ということで地方分権ということを言っている。

その流れの一つとして、地方分権を推進するにあたっては自治体の行政基盤の強化が必要であるということで、市町村合併でしっかりした自治体をつくれという流れもある。

ある意味、まちづくり基本条例のようなものの制定というものも、地域の民主主義や本来の住民自治をしっかりと形作っていくためのものと位置付けできると思う。

地方分権を担うために、一方では市町村合併により足腰の強い自治体を作るというのと、もう一方ではその自治体がこういった形で自治を行っていくのかという両

面があると思う。

委員長：少し難しい内容だったが、住民一人ひとりがまちづくりに参加していくまちであるために共通認識をもつという意味で説明いただいた。これからも地方分権という概念でこれからのまちづくりを進めていかなければならないということは、前回までの会議で確認しているところでもある。

さて、ここまで情報公開ということについての意見が多く出たが、現状としては行政側からの一方的な情報の提供になっているのではないかとのことだが、逆に住民の方から情報を受け、住民参加ができる体制が求められるだろうということだった。

情報公開について他にもこんな問題点があるという意見があれば出していただいで構わないが、逆にどのようにすれば住民の方が行政に対して情報提供していただけるのか、いわば「住民参加」ということも含めて議論していただければと思う。

委員C：住民参加も情報公開も表裏一体のものであり、地方分権という流れで地域のことは地域の住民皆で決めて、その結果には住民も責任を持つということだと思う。

清水町の将来像やまちづくりの理念などが書かれている総合計画があるが、この総合計画が住民と行政の間で果たして共有されているか。もっとハッキリ言えば、ここにいる皆さんが総合計画の内容を知っているか。おそらく知らないと思う。

なぜなら、情報公開について考えると、以前私が町の広報誌発行の担当をしていたときはお知らせ型の広報、結果型の広報とって、こんな行事がありましたとか、こんな物ができました、総合計画ができましたといった後追い型の情報提供の仕方が大半だった。それではいけないということで、例えば各種計画等を策定することになりましたという段階から情報公開して、この検討委員会のように最初から住民に参加してもらうという作業がなかったから、今ある総合計画の内容すら共有されていないということになっていると思う。

つまり住民参加を求めるということは、例えばこんな内容のイベントをやるのでイベントづくりに参加してくださいと言っても、先に内容がある程度決まってしまうのであれば参加しないということもあると思うので、どのような内容にすれば皆が楽しめるイベントになるのかということを考えることによって出来上がったイベントに対して皆が参加するというようなことでないかと思う。

だから、住民参加も情報公開も過程の段階から公開して参加してもらうということが必要であって、まちづくり基本条例も形成過程から情報公開して住民参加も保障するという内容を盛り込むことが必要だと思う。

委員長：確かにそのとおりだと思う。委員長である私が言うことではないかもしれないが、資料3を見ても住民側からの声というものを保障するとはなっていない、きちんと位置付けられていない。行政側を中心とした形に過ぎないものが多い。そういった部分も今委員Cさんが言われた大事なことなのではないか。

委員F：要するに清水町という一つの単位のお金がどう使われるか、どこでどのようにして物事が決められていくかということに、言い方が悪いかもしれないが今までは

一部の人しか携わっていなかったというか、例えば予算時期前に町長と役場の職員が各地域を回って地域の要望を聞いたりしているが、その形は陳情型というかお上型というか、地域の代表の様な方が要望を出してある程度の予算的なものが決まっている部分もあったと思うが、まちづくり基本条例というものを策定するというのを考えたときに町は住民の方々のためにやっていますよというパフォーマンス的なものではないのだとすれば、今までのような町長と住民という縦のラインではなくて、住民同士の横のラインが大切になってくると思う。

6月に本町で開催された「とち大大好きフェスティバル」というイベントの講演でニセコ町の逢坂町長が言われていたが、ニセコ町では町の予算をかなり細かい部分まで住民に公開しており、例としてスクールバス運行の話で、スクールバスは大切なものだが、運行させることによって児童一人当たりこれだけの経費がかかるのですよと情報公開することによって、確かにスクールバスは運行して欲しいがそんなに経費が掛かるのであれば地域の父母が送迎できないかとか、他に経費をかけずに出来る方法はないかといった、全て行政に頼るのではなく住民でできることは住民でやろうという住民同士の話し合いが生まれたという話をしていました。

まちづくり基本条例の制定を単なるパフォーマンス的なものに終わらせるのではないのであれば、住民同士が自分達のまちを自分達でつくっていくための方法を盛り込んだものにしていくことで、より住民のための条例になるのではないかという気がする。

委員長：具体的な意見が出たが、他に意見のある方は。

委員D：私もその講演会でニセコ町長の話にとっても感銘を受けた。今の委員Fさんの話の補足になるが、ニセコ町のスクールバスは「ワンコインバス」といって、スクールバスとしてだけではなく、そのバスに一般の住民も乗車する形になっている。以前は児童生徒を乗せるスクールバスと、一般住民を乗せる町民バスとが別々だったが、それらを一本化させて同じバスで両方を乗せるようにしたもの。一本化するにあたっては停留所をどうするかなどの課題が当然あったわけで、そういった課題については行政側からの一方的な発信ではなく、住民側からもここに停留所を設置して欲しいだとか、ここに設置しても経費のムダであるとかといった住民同士の議論をできるようにしている。

ニセコ町には今まで図書館がなかったのだが、地域の方が50人位で管理運営して、しかも新たに図書館を建設するのではなく、廃止となった施設の跡地を利用するという形であって設置された。それは住民側から「私達で管理運営していくから図書館を」という要請があつたものだが、住民側も情報を共有していきたら実現したことだと思う。

委員C：情報の共有ということを見ると、先ほども言ったように最初の段階から情報提供と住民参加が重要であり、情報も住民側が政策判断をするにあたって漠然とした情報だけではなく情報の質が問題。つまり、まちづくり基本条例の中にどのような言葉を盛り込んでいくか。情報を積極的に発信するのはもちろんだが、質の高い情報

を発信していくという意気込みがにじみ出るような条文にしていかなければいけないのではないかと思う。

先ほど委員Dさんが言っていたニセコ町のスクールバスの例のように、そんなに経費がかかるのなら運行させなくていいよとか、そのくらいの経費でできるなら運行させようという判断を住民がしっかりできるような質の高い情報が必要なのだと思う。

ニセコ町のまちづくり基本条例の資料を第1回目の会議でもらっているが、内容を読んでみると清水町に今ないのは住民投票に関する部分くらいかなと思うが、あとは情報を共有しますよとか、個人情報の保護やまちづくりに参加する権利の保障については、条例が無いだけで清水町も言っていることである。

先ほど質の高い情報をとったが、こんな情報をこんな提供の仕方をするというような細かな内容は条例の中に書き込めないと思うので、言ってみればニセコ町と同じような内容の条例になって、条文だけを見ると概念的なものになると思う。あとは概念的でありながら住民が実感として、まちづくり基本条例が出来たことにより行政への参加意識が高まって、実際に参加することも多くなったというようになるには、条例だけではなくて条例によって生まれた様々な施策があって初めて実感できるんだと思う。

非常にいい条例だと言われているニセコ町の条例の様な条例が清水町にもできたとしても、その後に実際にどうなるかという部分で馬淵アドバイザーにお聞きしたいのだが、例えばニセコ町や他の条例を制定しているところで、こういった条例を実効性のある仕組みにするための内容や監視する仕組みといったものはあるのか。

アドバイザー：そういった意味ではニセコ町もまだ町長が頑張っているだけで、要するにどこもまだ始まったばかり。実際に動き出したのはどこも最近1～2年で、地域が実際にどう変わってきたかというのはこれからでないと分らない、その結果はまだ出てないと思う。

例えば宝塚市や猿払村などは古くから条例があるところだが、何も変化がなく条例の影響がなかったと言えるのでは。むしろニセコ町の条例が一つの出発点だと言えると思う。ニセコ町の条例が出来て初めて地域づくりに本当に役立つ条例にしなければという意識の変革があって、それから最近1～2年しか経過していないので各地においても結果はまだでないとと思う。ニセコ町ももし町長が代わったらどうなるか分らない。

委員C：やはりとにかく一人でも多くこの条例に興味を持ってもらうことが重要。

アドバイザー：ニセコ町の場合はたまたま強力に推進するという町長なのでうまくいっているが、違う人が町長だったら何も変わってないかもしれない。

委員C：そういった人が何人いるかということか。

アドバイザー：はい。誰が町長かで変わってしまうというならそうならないように、例えばまちづくり基本条例の中で、その条例を実効性のあるものにするための審議会や委員会をつくることは可能。まちづくり推進審議会などを公募委員何名で設置するなど、

かなり細かい内容で条例に盛り込んでいるところもある。

委員長：この委員会に限らず継続的にということか。

アドバイザー：はい。

委員C：それはいいかもしれない。

アドバイザー：条例の中でそういった組織を別につくってしまうという方法もあるということ。

委員C：より住民参加を促すためとか、より質の高い情報を提供するために、もっとこうした方がいいのではないかと考えている組織をつくることもできるということか。こういった組織にするかも重要だが。

アドバイザー：はい。ただ、まちづくり何とかといった名称にすると議会はどうなるんだという問題も出てくる。二重構造といわれることも考えられるので、むしろテーマを絞って例えば情報公開に関してだけの委員会とか、その方が説得力があるかもしれない。

委員A：例えばこのような条例にしたいと何か目標をつくるなりしたときに、計画をたてて実施して、そしてその結果がどうだったかを評価することが重要だと思うが、評価する仕組みがないのだと思う。評価をするにあたり、行政側からの視線だけでなく住民側からの視線でも評価するようにすべき。

例えば第4期総合計画も策定したがその後どうなっているのか、住民も含めてまちが一体となってやるべきことではないのかと思う。全ての物事において評価が出来るかどうか分らないが、何かをやったりつくったりした後の評価というものをしないと、結果的にいいものをつくったとしても棚上げになってしまうのではという気がする。

そこで、住民参加のまちづくりあるいは住民自治のまちづくりを目指すという目標を立てたときに、その目標に向かって皆で努力するが、目標に向かって取り組んでいる途中経過を大事にしなければならない。つまり目標は常に2つあることになると思う。目標に向かって努力したことの過程を通じて住民参加を推進するということもやらなければならないのでは。馬淵アドバイザーが言われていた審議会の様な組織でチェックしていくとか、そういったものをこの検討委員会の中で議論した方がいいのではないかと思った。

委員長：そういったことは役場の中では情報公開条例などを制定して、ちゃんと整理していることと思うが、例えば第4期総合計画の中で事業等について毎年見直しをしたりする制度はないのか。

委員C：制度はあって、現在役場内部での評価をしているところだが、費用対効果や効率性などについても考えたときに、役場内部だけではなく住民の視線というものも入れなければいけないだろうと思う。

例えば民間企業だと税理士など外からの視線で見てもらい、この部分はムダであるとかといったことをやっているのだから、行政の中にもそういった外からの視線で見てもらおう仕組みを作っていくべきなのではということをお委員Gさんとも先日話していたところ。

委員長：現在の監査委員の制度では評価まではしないのか。数字的に例えばこの予算は当

初予算どおりに執行されたかどうかを見るくらいなのか。

委員C：監査委員で数字的なこと以外にも、無駄な支出等がなかったなども監査している。

委員長：実行や成果についてまでも監査するものなのか。

委員C：どうでしょう。

副委員長：監査委員会というのは評価までするところではない。

委員C：監査した結果が一応評価にもなると思うが。

副委員長：予算が適切に執行されているかどうかの判断であって、例えば先ほど委員Aさんが言っていたような、総合計画の10年間を見てどう評価をするかといった監査委員ではない。あくまでお金の使い方についての監査。

委員長：地方自治法に基づいて予算の執行が、不正に執行されることなく適切に行われたかどうかを見る監査ということか。

委員C：それが主になってはいるが本当はそれだけではなく、行政の仕事の進め方や執行体制のあり方なども監査できることになっている。

委員長：先ほど出た意見の話になるが、現状としては役場内部での評価の制度はあるが、一般住民が評価する仕組みになっていないとのこと。したがって、一般住民の視線でも見てもらい、例えばこのように立派な第4期総合計画があり住民参加についても盛り込まれているが、実際に住民参加があまり進んでいないのではという意見もあった。計画等を作った後もその結果を評価して分析し、悪い部分は改善していくという作業が必要になると思う。そのことを考えたときに、情報公開条例とか既存の条例があるが抜けている部分があるので、そういった部分も盛り込んでいく必要があるのではという意見だったと思う。

委員C：評価制度の充実ということを考えるとそういうことだと思う。

委員D：先ほど監査委員の話があったが、監査委員は全てを把握できるわけではない。道警の報償費の問題も話題になっているが、専門の監査が見ても見られない部分もあるのだから。清水町の監査の体制も全てを監査することは出来ない体制だと思うし、情報公開条例も住民監視という位置付けもあると思うが、条例に住民監視も盛り込んでいるんだよと言っても単なる作文に過ぎず、実際に実行力があるかといったら実行力はないわけで、それを情報公開・情報共有というのなら、監査委員の届かない部分の監視も必要である。

委員長：もう一度確認として、地方自治法には監査委員の設置について規程されているが、まちづくりというものを考えたときに、監査委員以外の方法としてまちづくり基本条例の策定後に、条例そのものを評価したり監視したりする委員会のようなものを設置することは制度的には問題ないのか。

委員B：何も問題ないし、ましてやそういう委員会などをつくるべきだと思う。まちづくり基本条例をつくってそれで終わりということにならないためにも委員Aさんが言ったようにその委員会に多くの方に入ってもらって、まちづくりが今どのように進んでいるのかということ、まちづくり基本条例を柱に考えてもらって意見を述べてもらうようにしないと変わっていかないと思う。

委員A：馬淵アドバイザーも言っていたように議会との権力の問題にもなってくると思う。三権分立ということを考えてみると清水町は本当に三権分立となっているかというところ、そうではない印象が強い。例えば清水町の行政・議会・監査が国のように行政・立法・司法というようになっているかということ、私の印象としては分立せずにつながっている部分もあると感じる。大きな都市には監査制度に、首長任命の監査委員以外に住民選出の監査委員による外部監査制度というものがあるが、清水町はそのようにはなっていない。

委員長：住民からの監査請求が出来る制度は今もあるとは思いますが、そのような形のものではなくて、せっかくまちづくり基本条例というものを作るからにはいいものにしていきたいので、委員Aさんが今言っているのは三権分立という部分もしっかりしてほしいということ。

委員A：ただ、三権分立をしっかりとものにしたいというときに、私がさっき言った分立せずにつながっている部分とのぶつかりが必ず起きると思うので、それなりの覚悟が必要だと思う。

委員C：もしそこまで具体的な議論になるとしたら、あとは方法論だと思う。

委員長：先ほど馬淵アドバイザーが言われていた住民参加の形の審議会や委員会をつくって、それぞれの課題について検討してもらって協働も含めてうまく進んでいるのかどうかを監視していくのは必要なことだと思う。

副委員長：実効性のある仕組みをつくるために審議会などの設置が必要とのことだが、ある意味行政に対してのタガをはめるという意味にもなると思う。そこで、協働のまちづくりということで先ほど馬淵アドバイザーが言われていたように、パートナーシップということを考えると、住民側に対するタガのようなもの盛り込まなければ、行政側が一生懸命取り組んでいるのに住民側が取り組まないということになったとき、生きたまちづくり基本条例にならないと思うので、そういう部分も必要だと思う。

委員C：逆に、住民側が一生懸命やるためには質の高い情報を行政側が積極的に流さなければならぬと思う。

副委員長：だからそのためにタガをはめるといことも必要だと思う。行政側がただ質の高い情報を積極的に提供して住民参加のまちづくりを呼びかけても、住民側が動かないとうまくいかない。

委員C：そこをどう評価するかが問題。

副委員長：うまく機能させるためにはそういったものも必要だと思うのだが。馬淵アドバイザーいかがか。

アドバイザー：先ほど私は議会との問題があると言ったが、住民による審議会は行政の評価・監視などをする際に議会を使うべきだと思う。議会というのは三権分立の中の一つであり、それくらいの権威を持つべきものである。そのために議員に対する監視も必要になってくるのだが、議会にあまり口出し過ぎるのは行き過ぎだと思う。

私が言いたいのは情報提供をもっと分りやすくする検討委員会があってもいいの

ではないかということ。例えばこういった情報をもっと提供した方がいいよとか、第三者的な機関もあったほうがいいのではないかという、そのレベルでいいと思う。もっと突っ込んで行政を監視する審議会をつくるというのは、これはやはり議会の役割であり、それは違うと思う。そうであれば議会がしっかりするようにしていくというのが筋であり、民主主義を否定してしまうやり方という気がする。

委員 H：議会の部分といえば先日、北大の神原教授が言われていた札幌市の自治基本条例には議会に関する部分も盛り込まれているようだが、そういったことの勉強も今後必要になるのでは。

まちづくり基本条例のこととは関係ないかもしれないが、皆さんの話を聞いていると住民参加や協働のまちづくりということについて、清水町に欠けているなどと思うのは、行政は行政で一生懸命やっているし住民は住民で一生懸命やっているし、議会もやっているのだが、なかなか一体となってパートナーシップという信頼関係が残念ながらないのかなと思う。だからその部分を条例でどうするというのではなくて、議論をし合う場をもっと設けてやっていけば、もっといいまちになっていくのではないかと思う。条例の中でそれをどう活かせばいいかというのは難しいと思うが。

委員 I：副委員長が先ほど条例の中で行政側にタガをはめる一方で、逆に住民側にも協働のまちづくりをするためのタガが必要と言われていたが、私は住民の自主的な活動でなければ意味がないと思う。各地の条例の住民参加についての条文を読んでも、ニセコ町の条例には「まちづくりへの活動の参加または不参加を理由として差別的な扱いを受けない」、南河内町の条例には「まちづくりに参画しないことを理由に、不利益を受けることはない」という条文があり、縛りを入れてしまうとかえって反発があるのでは。

それよりもどうすれば本当に自主的に参加したいと気持ちを住民に持ってもらえるか。例えば、今日の防災無線でもこの検討委員会のことを放送していたが傍聴者が来ない。それはなぜなのか。その原因を考えることが大事なのでは。

委員 D：行政と住民の信頼関係が問題なのでは。信頼関係を結ぶまでは時間が必要だと思う。今までの行政と住民の間に信頼関係は構築されていないと思う。一部の人には信頼関係があったかもしれないが。

委員 A：今の委員 I さんの話を聞いて、質の高い情報というものを考えたときに、情報とは一体何なのか。質の高い情報というのは行政側にはむしろオープンにしたいものも多くて、例えば図書館で図書を購入して貸し出しして、返ってこない本が何冊あるとか、どれだけ無駄に使われている本があるだとか、そういった行政側としてはある意味オープンにしたいくないような情報が出てこないと本当の意味で質が高いとは言えない。

委員 H さんも言われていたが、一般の清水町民が役場に対して言うことは悪口ばかりでほめることをしない。ほめなきゃダメだと思う。問題もあるかもしれないがどんないいことをしているのかを知らないのだと思う。それを知ったときには役場

も頑張っているじゃないかとなるはずなのに、そういう部分がないと感じる。

だから逆にいうと住民はもっと役場職員を持ち上げて頑張れと言うような形で協働の体制をつくっていかないとダメなのではないか。私が見ている限り役場職員には優秀な人が多いと思う。

委員長：今の意見について生野町の条例の条文に「町民と町及び町民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする」と書かれており、まさにそのとおりだと思う。

今まで皆さんに色々な意見を出していただき、結局最後は言葉にして表現することになるが、中身についても住民を対象とした勉強会のような場を設け、こういった目的でまちづくりを進めていくということを住民に広く周知して、それでいいかどうか問いかげをすとか、あるいはアンケート調査を実施するとかというように、色々な方法で住民に浸透させていかなければならないのではないかな。

最後になるが情報公開条例や、前回の話の中であった個人情報保護条例と言ったものも含めて、すでに清水町にはしっかりとした制度があるのだと思うが、それらの条例等の細かい部分を生かしながらまちづくり基本条例を作っていくのかということも今後の課題となるのではないかな。これら既存の条例は廃止するわけではなく、このまま生かしていくということだと思うので。

副委員長：これらは立派な条例だが、あとは使い方が問題であり。

委員長：まだまだご意見があるとは思いますが予定の時間となった。今日の議論をまとめると、住民参加と情報公開について皆さんから意見をだしていただいたが、まだまだ議論が足りなく今後も議論していくことが必要だと思うので、次回も引き続きこのテーマの議論を深めていただきたいと思います。

事務局：続いて2月の開催日程について協議願いたい。

委員長：次第によると事務局案は2月16日(月)19時からとなっているが、この日程でどうか。

(委員より問題なしの声あり)

会場はどこにすればいいか。以前に委員さんから清水と御影を交互にと言う意見があったので、今回は御影でということにするか。

委員1：冬だと道路状況も悪く清水在住の委員さんも多いので、今回は清水で開催したほうがいいのでは。春になったらまた御影でということ。

委員長：清水での開催ということだと、会場は役場2階の庁議室でどうか。

(委員より問題なしの声あり)

それでは以上で本日の会議を終了させていただき、次回も引き続き住民参加と情報提供についてご議論いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(会議終了後、会場をとりせいに移動し懇親会)